

議案第 48 号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 取手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 取手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に	（ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 取手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 取手市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に

基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。